

安曇野市

青少年センター だより

第11号

平成30年6月

編集発行

安曇野市青少年センター
安曇野市教育委員会生涯学習課
事務局：生涯学習課社会教育担当
〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
TEL 0263・71・2000 FAX 71・5000

青少年センター 運営委員の選任

会長 内川勝治
副会長 片桐厚子
委員 望月達明
丸山繁子
勝野富貴子
丸山みどり
降旗幸子
羽田野賢一
中沢美保

市川節子
川口邦博
三好さき子
三澤育子
竹内悦子

委員は、青少年育成関係団体（穂高地域青少年育成連絡協議会、明科地域青少年市民会議、安曇野地区保護司会、市更生保護女性会、市民生児童委員協議会、安曇野少年警察ボランティア協会、市PTA連合会）から選任されました。

任期は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間です。

青少年センターでは「青少年センターだより」の発行や7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、11月の「子ども若者育成支援強調月間」での街頭啓発などの「広報・啓発活動」を実施します。

また、青少年委員を中心として市内5地域で小・中学校の長期休みに、青少年が集まりやすい場所

を巡回し、声掛けを行う「街頭巡回活動」も実施します。また、青少年や保護者などからの悩み相談に相談員が対応するとともに関係機関へ繋ぐ援助なども行います。

青少年センター講演会 「日本の子ども、 外国の子ども、生活の違い」

青少年センターでは、3月24日（土）、市穂高公民館講堂で「日本の子ども、外国の子ども、生活の違い」をテーマに、カナダ、韓国、中国、ベトナム、フィリピン出身の市在住者をパネリストに招き、パネルディスカッションを開催しました。

日本以外の子どもたちの義務教育の範囲、新学期の開始月、学校で学ぶ教科、学校生活のルール（制服・持ち物など）、校歌や部活動についてパネリストに発表してもらいました。

また、家庭での遊びや夏休みの過ごし方、宿題などの勉強の仕方についても発表してもらいました。



5人のパネリスト

記は英語教育の妨げになつているのではないかという意見が印象に残ったと話しました。日本以外の国では英単語をアルファベットで直接表記する事が多いのに比べ、日本ではカタカナで表記することが多く英語に接する機会を稀薄にしているのではないかという話でした。（例・パネルディスカッション＝panel discuss ion）

最後に、司会進行を行つた松本大学の犬飼己紀子教授は「それぞれの国にさまざまな事情があるのでも、安曇野の子どもたちにはこれからグローバル社会に適応する感性を育んでもらいたい」と結びました。

**穂高地域
青少年育成連絡協議会**



今から十余年前に、大糸線の駅を中心の中高中生が集まって、いたずらをしたり授業をさぼったりすることが続きました。この状況を見かねた学校やPTA、いくつかの青少年育成団体が協力して夏のパトロールを実施することになりました。駅周辺やゲームセンターなどの巡回を続け、徐々に正常な状態に戻りましたが、これを契機にさらに青少年健全育成のために各団体が連携し活動していくことと穂高地域青少年育成連絡協議会が平成19年に設立されました。

現在は16の団体で構成されてい

て、夏の夜間パトロールを実施したり、役員研修会や講演会を開催したりしています。

- ・犯行を予告する書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など、周りの大人に連絡する。
- ・子どもがストレスを抱えている場合は身近な大人に相談しやすい環境を作る。
- ・インターネットに情報を書き込む際には社会的責任が伴うことを学ばせ、情報発信に伴う留意点について、理解を深めさせる。

対応

- ・軽い気持ちやいたずら心であつても、犯行を予告する書き込みは、地域の人々や犯行予告された組織など社会に大きな不安を与えます。このような書き込みは、いつ、どこからインターネットに接続したかを調べて、書き込みをした人を特定することができます。

インターネット上の掲示板への書き込み

○犯行予告を書き込む

出会い系サイト規制法は、大人に対するだけでなく、未成年者に対しても異性交際などの誘引を禁じています。未成年者がこれらに違反すると、少年法の規定により家庭裁判所に送致されることになっています。

○異性交際の誘引目的での書き込み

出会い系サイト規制法は、大人に対するだけでなく、未成年者に対しても異性交際などの誘引を禁じています。未成年者がこれらに違反すると、少年法の規定により家庭裁判所に送致されることになっています。

ネット・スマホの安全教室⑩

知つておきたい

青少年相談窓口をご利用ください

誰にも相談できず一人で悩んでいる児童・生徒の皆さん、子どものことで悩んでいるお父さん、お母さんなど、気軽にセンターへ電話ください。メールでの相談も受け付けています。一緒に解決の糸口を見つけましょう。

青少年センターでは、引きこもり、学校での交友関係やネットいじめ、不登校、万引きや家庭内暴力等の問題行動、自分自身のことなど、青少年に関する相談を受け付けています。

●電話・面接での相談 ☎71・2462（月曜日～金曜日：午前9時～午後5時）

●電子メールでの相談 ☐seishonen@city.azumino.nagano.jp